

## 浜岡原子力発電所1, 2号機の運転終了に伴う 原子力安全・保安院による立入検査について

平成21年2月5日

浜岡原子力発電所1号機および2号機は、経済産業大臣に電気工作物変更届出(※1)を行い、平成21年1月30日をもって運転を終了しました。(平成21年1月30日お知らせ済み)

このたび、原子炉等規制法(※2)に基づき、運転終了後の1, 2号機における管理が同法の規制下で適切になされていること、また、現在の状態で機能要求されている設備の安全性確保が適切になされていることを確認するため、本日より、原子力安全・保安院による立入検査が行われます。

### 【原子力安全・保安院による立入検査の概要】

#### 1. 実施期間

平成21年2月5日(木)～6日(金)

#### 2. 検査項目

##### (1) 原子炉等規制法に基づく規制下での適切な管理の実施

保安規定(※3)に基づく、以下の「原子炉の運転終了に伴う措置」が遵守されていることを確認する。

- ・1, 2号機について、原子炉の運転を行わない
- ・1, 2号機について、原子炉内に燃料を装荷しない

##### (2) 現在の状態で機能要求されている原子炉設備の安全性確保

安全機能が要求される機器について、その機能確保がなされていることを確認する。

※1 電気事業法第9条第1項の規定に基づき、1, 2号機の運転終了に伴う浜岡原子力発電所の出力変更について、届出を行いました。

※2 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※3 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上